

仕 様 書

1 目的

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「本院」という。）病床・予約調整室において、予約変更等に関する業務等を行う。

2 業務の場所

本院 病床・予約調整室

住所 名古屋市北区平手町1丁目1番地の1

電話番号 052-991-8121

3 業務の内容

（1）外来診療の予約変更業務

予約変更等に関する患者からの電話対応

各診療科へ対応内容を記載した書面の運搬

再診予約変更システムの申請内容の確認、予約変更、患者への報告等

（2）病床・予約調整室における事務補助

会議資料の作成、印刷、備品の整備等

4 業務実施期間並びに勤務日及び勤務時間

（1）実施期間

令和7年9月1日～令和8年3月31日

（2）勤務日及び勤務時間

① 勤務日：土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日とする。

② 勤務時間：10:00～17:00

休憩時間：45分

ただし、勤務日、勤務時間は原則であり、都合により変更することがある。

（3）人員

月曜日 3人

火曜日 2人

水曜日 2人

木曜日 2人

金曜日 2人

5 時間外労働及び休日労働

時間外労働：原則として無

休日労働：無

6 組織単位

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 病床・予約調整室

7 派遣先責任者及び指揮命令者

派遣先責任者

役職 病床・予約調整室 室長 電話番号 052-991-8121

派遣先苦情申出先

役職 病院管理部 管理課 管理課長 電話番号 052-991-8121

指揮命令者

役職 病床・予約調整室 主査（病床・予約調整） 電話番号 052-991-8121

8 派遣労働者の選定

- (1) 契約企業は、当該業務に適する派遣労働者を選任するものとし、必要な研修を行う（研修費用は契約企業の負担とする。）ものとする。
- (2) 本院は、契約企業と協議の上、派遣労働者の交代を申し出ることができる。
- (3) 派遣労働者が休暇等で勤務できない場合、契約企業は代替労働者の派遣を行うこととする。ただし、本院が代替労働者の派遣を必要でないとした場合はこの限りでない。
- (4) 派遣労働者は原則として契約期間内は同一人とし、その者に事故等があり、契約企業が新たな派遣労働者（代替を含む。）を派遣する場合、契約企業は本院が必要と認める期間、新しい派遣労働者への業務の引継ぎを現任の派遣労働者に行わせるものとする。この業務引継ぎに係る費用は契約企業の負担とする。

9 派遣労働者の服務

契約企業は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に遵守させなければならない。

- (1) 業務を適正に執行すること。
- (2) 派遣労働者は職務上の地位を利用して、個人的利益を図る行為をしないこと。
- (3) 休暇を取る場合は、前日までに（緊急の場合は、状況判断後速やかに）申し出ること。
- (4) 派遣労働者は別紙「労働者派遣に当たっての情報取扱注意事項」を遵守すること。
その職を退いた後も同様とする。
- (5) 自動車で通勤する場合は、敷地外に駐車すること。
- (6) 本院敷地内及び周辺道路において喫煙してはならない。

10 福祉増進のための便宜供与

福利厚生施設の利用等：ロッカーの使用 職員休憩室の利用

- (1) 本院は、派遣労働者に対し、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持、その雇用する労働者が通

常利用している福利厚生施設等（更衣室等を含む。）の利用に関する便宜を図るよう努める。

- （２）本院は、契約企業の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実情を把握するために必要な情報を契約企業に提供する等の協力をするよう努める。

11 派遣労働者の所定の勤務時間を超える勤務（以下「超過勤務」という。）について

- （１）超過勤務の１時間当たり単価（以下「超過勤務単価」という。）は、契約単価に 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、100 分の 150）の割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1 箇月分を合計した時間数に超過勤務単価を乗じるものとする。
- （２）1 箇月の超過勤務が 60 時間を超える場合、60 時間を差し引いた時間の超過勤務単価は、前項にかかわらず契約単価に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、100 分の 175）の割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1 箇月分を合計した時間数に超過勤務単価を乗じるものとする。なお、60 時間の超過勤務時間の算定には、日曜日は含まないものとする。
- （３）毎年 4 月の第一日曜日を起算とした 4 週 4 日を法定休日（不足した分は 4 週目の最終日から起算して法定休日と取り扱う）とし、法定休日に勤務した法定休日勤務単価は、契約単価に 100 分の 135（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、100 分の 160）の割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

12 派遣労働者の交通費について

- （１）派遣労働者の交通費については、契約金額に含むものとする。
- （２）契約期間中に派遣労働者の経路変更等があった場合においても、本院はその交通費を一切負担しないものとする。

13 中途解除に係る雇用の安定を図るために必要な措置

- （１）本院は、原則として自己の都合により本契約を解除又は短縮しないように努めなければならない。ただし、本院は、やむを得ない事情により本契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって契約企業に対して申出を行うものとし、その場合、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることに努めなければならない。
- （２）本院は、前項に定める派遣労働者の新たな就業機会の確保ができない場合には、あらかじめ契約の解除を行おうとする日から相当の猶予期間をもって契約企業にその旨を予告し、契約企業の同意を得なければならない。また、本院は、少なくとも当該派遣契約の解除に伴い契約企業に生じた損害の賠償を行うものとする。契約企業は、

契約企業が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、契約企業がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、本院による解除の申出が相当の猶予期間をもって行われなかったことにより契約企業が解雇の予告をしないときは 30 日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が 30 日に満たないときは当該解雇の日の 30 日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害賠償を請求できるものとする。その他本院は契約企業と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、契約企業及び本院の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、契約企業及び本院のそれぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

- (3) 本院の責めに帰すべき事由に基づく場合には、前項にかかわらず、本院は本契約が解除された日の翌日以降の残余契約期間の派遣料金に相当する額以上の額について賠償しなければならない。
- (4) 本院は、この本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行う場合であって、契約企業から請求があったときは、本契約の解除を行った理由を契約企業に対し明らかにする。

14 その他

- (1) 派遣労働者は毎日勤務終了後、所定様式により監督職員の確認を受けなければならない。
- (2) 契約企業が本仕様書に違反した場合又は本仕様書に関わらず契約企業の責めに帰すべき事由により、本院に対し社会的信用を失墜させる等重大な被害を与え、若しくは与えることが明らかとなった場合は、本院の申出に対し契約企業は直ちに契約解除に応じるものとする。なお、これらの場合に生じる費用は契約企業の負担とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、本院と契約企業が協議して定めるものとする。

人員配置表

日付	曜日	人数	日付	曜日	人数	日付	曜日	人数	日付	曜日	人数	日付	曜日	人数	日付	曜日	人数
9月1日	月	3	10月1日	水	2	11月1日	土	0	12月1日	月	3	1月1日	木	0	2月1日	日	0
9月2日	火	2	10月2日	木	2	11月2日	日	0	12月2日	火	2	1月2日	金	0	2月2日	月	3
9月3日	水	2	10月3日	金	2	11月3日	月	0	12月3日	水	2	1月3日	土	0	2月3日	火	2
9月4日	木	2	10月4日	土	0	11月4日	火	2	12月4日	木	2	1月4日	日	0	2月4日	水	2
9月5日	金	2	10月5日	日	0	11月5日	水	2	12月5日	金	2	1月5日	月	3	2月5日	木	2
9月6日	土	0	10月6日	月	3	11月6日	木	2	12月6日	土	2	1月6日	火	2	2月6日	金	2
9月7日	日	0	10月7日	火	2	11月7日	金	2	12月7日	日	0	1月7日	水	2	2月7日	土	0
9月8日	月	3	10月8日	水	2	11月8日	土	0	12月8日	月	3	1月8日	木	2	2月8日	日	0
9月9日	火	2	10月9日	木	2	11月9日	日	0	12月9日	火	2	1月9日	金	2	2月9日	月	3
9月10日	水	2	10月10日	金	2	11月10日	月	3	12月10日	水	2	1月10日	土	0	2月10日	火	2
9月11日	木	2	10月11日	土	0	11月11日	火	2	12月11日	木	2	1月11日	日	0	2月11日	水	2
9月12日	金	2	10月12日	日	0	11月12日	水	2	12月12日	金	2	1月12日	月	0	2月12日	木	2
9月13日	土	0	10月13日	月	0	11月13日	木	2	12月13日	土	0	1月13日	火	2	2月13日	金	2
9月14日	日	0	10月14日	火	2	11月14日	金	2	12月14日	日	0	1月14日	水	2	2月14日	土	0
9月15日	月	0	10月15日	水	2	11月15日	土	0	12月15日	月	3	1月15日	木	2	2月15日	日	0
9月16日	火	2	10月16日	木	2	11月16日	日	0	12月16日	火	2	1月16日	金	2	2月16日	月	3
9月17日	水	2	10月17日	金	2	11月17日	月	3	12月17日	水	2	1月17日	土	0	2月17日	火	2
9月18日	木	2	10月18日	土	0	11月18日	火	2	12月18日	木	2	1月18日	日	0	2月18日	水	2
9月19日	金	2	10月19日	日	0	11月19日	水	2	12月19日	金	2	1月19日	月	3	2月19日	木	2
9月20日	土	0	10月20日	月	3	11月20日	木	2	12月20日	土	0	1月20日	火	2	2月20日	金	2
9月21日	日	0	10月21日	火	2	11月21日	金	2	12月21日	日	0	1月21日	水	2	2月21日	土	0
9月22日	月	3	10月22日	水	2	11月22日	土	0	12月22日	月	3	1月22日	木	2	2月22日	日	0
9月23日	火	0	10月23日	木	2	11月23日	日	0	12月23日	火	2	1月23日	金	2	2月23日	月	3
9月24日	水	2	10月24日	金	2	11月24日	月	0	12月24日	水	2	1月24日	土	0	2月24日	火	2
9月25日	木	2	10月25日	土	0	11月25日	火	2	12月25日	木	2	1月25日	日	0	2月25日	水	2
9月26日	金	2	10月26日	日	0	11月26日	水	2	12月26日	金	2	1月26日	月	3	2月26日	木	2
9月27日	土	0	10月27日	月	3	11月27日	木	2	12月27日	土	0	1月27日	火	2	2月27日	金	2
9月28日	日	0	10月28日	火	2	11月28日	金	2	12月28日	日	0	1月28日	水	2	2月28日	土	0
9月29日	月	3	10月29日	水	2	11月29日	土	0	12月29日	月	0	1月29日	木	2			
9月30日	火	2	10月30日	木	2	11月30日	日	0	12月30日	火	0	1月30日	金	2			
			10月31日	金	2				12月31日	水	0	1月31日	土	0			

情報取扱注意項目

(別 記)

(基本事項)

- 第 1 この契約による本学の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

- 第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。)、名古屋市個人情報保護条例(令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「保護条例」という。)その他関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

- 第 3 乙は、本件業務に関して知り得た法人の保有する情報(公立大学法人名古屋市立大学(以下「委託者」という。))が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

- 第 4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

- 第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

- 第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- 3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

- 第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本

学の保有する情報が記録された資料及び成果物(甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

- 第 8 乙は本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受)

- 第 9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
- 2 受託者は、法人の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

- 第 10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

- 第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
- 2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

【約款の場合は推奨】

- 第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

- 第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項及び第 2 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。
- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。